

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について

【国通知の概要】

●前文：

- ・施設の更新：設置許可等に基づき設置した施設を撤去し、新たな施設を設置

●第一：設置許可等

- ・設置許可等は、施設を「設置しようとする者」が受けなければならないもの
- ・「設置許可等を有すること」と「施設が存在すること」は個別に考慮
→施設の更新に当たり、廃止し撤去しても設置許可等の廃止とは解されない

●第二：同一の施設に更新する場合

●第三：施設の一部を同一のものに交換する場合

●第四：同一ではない施設に更新する場合

●第五：施設の一部を同一ではないものに交換する場合

＜第二～第五のイメージ＞

対象	同一/ 不同一	軽微な変更 (※)	法手続		通知 記書き
			許可/届出	その他	
施設の更新	同一	—	—	使用前検査	第二
	不同一	該当	軽微変更	アセス不要	第四
		非該当	変更許可	使用前検査	
施設の一部 の交換	同一	—	—	—	第三
	不同一	該当	軽微変更	アセス不要	第五
		非該当	変更許可	使用前検査	

(※) 以下のいずれにも該当しない場合、軽微な変更該当する。

- 処理能力が10%以上増大
- 位置又は処理方式の変更
- 主要設備の変更
- 排ガス又は排水について、排出方法の変更又は量の増大
- 排ガスの性状又は放流水の水質について、生活環境影響が増大するもの又は測定頻度が低くなるもの